

令和5年10月13日

下川町職員の懲戒処分等の公表について①

下川町では、次のとおり職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

記

1 事案の概要

当該事案は、下川町教育委員会が所管する公用車1台について、車検期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していた事実が判明したもの。

当該車両は、令和5年7月30日に車検期間が満了していたが、車検の手続きを職員が失念しており、令和5年7月31日に車検切れが発覚した。

このような事態を発生させたことは、法律を守るべき立場にある町職員として、遵法精神を欠いた、町民に対する信用失墜行為であると判断し、訓告及び嚴重注意の措置を行った。

2 措置年月日

令和5年10月2日（月）

3 被措置者及び措置内容

下川町教育委員会職員 3人 訓告

下川町教育委員会職員 1人 嚴重注意